

自治会運営費補助金 よくある質問

		質問	回答
1	インターネット環境整備に関する経費	1 インターネット環境整備のための機材購入費用は対象ですか？	税込5万円未満の物品は対象です。
		2 インターネット使用料は対象ですか？	定額制のものは対象です。従量制のものは対象外です。
		3 オンライン会議用アプリ使用料は対象ですか？（有料アカウント等）	対象です。
2	飲食物に関する経費	1 飲食費の基本的な考え方を教えてください	市の補助金見直し方針において、飲食費は基本的に対象外とし、例外的に会議と講演会講師用の飲み物代及び事業のために特に必要と認められるもののみ対象としています。 したがって、地域振興課では、 ・会議用の飲み物 ・講演会講師用の飲み物 ・補助事業における原材料費 のみ 補助対象としています。 なお、原材料が疑義が生じるものについては、事前に地域振興課へご相談くださいますようお願いいたします。
		2 役員会で提供したコーヒーやオレングジュースは対象ですか？	対象です。会議と講演会講師用の飲み物代は対象です。しかし、社会通念に照らし、必要以上に高価なものは対象外です。
		3 夏祭り反省会でアルコール飲料を提供しました。	対象外です。アルコール飲料はいかなる場合においても対象外です。
		4 防災会議で提供した紅茶は対象ですか？	対象外です。防災事業費補助金の対象となります。
		5 パトロールや共同清掃に参加してくださった方へお礼に配布したジュースやごみ袋は対象になりますか？	対象外です。No.2-1、No.4-3、4-8をご参照ください。
		6 パトロールや共同清掃に参加してくださった方へ水分補給を目的に配布した水やお茶は対象ですか？	対象外です。No.2-1をご参照ください。
		7 夏祭りで焼きそばを作り販売するために、麺やキャベツ等の材料を買いました。	対象です。補助対象事業内で、飲食を主な目的としない場合は、原材料のみ対象とします。
		8 夏祭りで冷凍お好み焼きを温め直して提供しました。	対象外です。あくまでも原材料費のみ対象とします。

		9	感染症対策として、餅つき大会でついた餅は食用とせず、食用に出来合いの餅を購入しました。	対象です。原材料ではありませんが、例外として対象とします。 なお、既製品で対象となる食品は、この場合のみです。また、 <u>単に配布するだけでは対象となりません。</u>
		10	会員どうしの親睦を深めるため、歓迎会を開催しました。その際の飲食費は対象となりますか？	対象外です。懇親会に係る経費は全て対象外です。
		11	バーベキューは対象ですか？	対象外です。販売者と購入者を客観的に区別できない可能性があるものは対象外事業となります。
3	イルミネーション・門松等の飾りつけに関する経費	1	クリスマスの時期に住民の気分を高揚させることや防犯を目的に、個人やマンション管理組合が所有する建物にイルミネーションを設置した費用は対象ですか？	対象外です。集会所への装飾や、イベント会場の装飾は対象ですが、個人や団体の所有する建物の装飾は、その所有者が負担すべき費用であるため対象外です。ただし、事業に紐づく場合（クリスマス会の会場で雰囲気を出すための飾りつけなど）は対象となります。 特に、下記4点にご留意ください。 1. イベントの実施日ごとに自治会員全員に告知し、参加募集をすること。 2. サークルの会員や役員のみで実施をしないこと。 3. 飾りつけの委託をしないこと。 4. 装飾品を飾り付けるだけでなく、点灯式等のイベント性を持たせること。
		2	自治会がマンションの一室を借用し、自治会主催のクリスマス会を開きました。雰囲気を出するために室内に設置したイルミネーション費用や設置委託費は対象ですか？	対象です。イベント会場に設置する飾りつけは会場設営費であり事業に紐づいた経費と言えます。
		3	お正月にマンションのエントランスに設置した門松は対象ですか？	対象外です。飾りつけのみの場合は事業に紐づかない経費となり対象外です。
		4	季節感を創出するため、自治会集会所に七夕を飾った。	対象です。事業に紐づいた経費ではありませんが、活動拠点である自治会集会所の管理運営の範囲内の装飾と捉えられるため対象です。 一般家庭で行う装飾と同程度であれば対象とします。

		5	自治会会員が、自治会事業を行うために物品を購入し、その後、個人宅で保管していた場合、物品購入費は対象となりますか？	対象外です。自治会会員が立て替えることは問題ありませんが、会員が自身の財産で支払いを行い、会員の自宅で保管している今回の事例では、自治会ではなく個人所有の物品と捉えられるため、対象外となります。
4	配布事業・参加賞配布・謝礼に関する経費	1	お祭りが出来なかったので、代わりにマスクを3箱ずつ配りました。対象ですか？	対象外です。事業に紐づかず、単に配布した場合は対象外です。
		2	自転車の安全な利用の推進を目的に、啓発チラシと反射ステッカー1枚を各家庭に配布しました。対象ですか？	対象です。交通安全啓発という明確な目的があり、そのために物品の配布だけでなく啓発チラシも作成しています。また、配布は1世帯あたり1枚の配布であり個人で購入すべき量とは言えず、啓発目的と捉えられるためです。 なお、啓発事業であっても、防災に関する啓発事業は、防災事業費補助金の対象となるため対象外です。
		3	各家庭で防災備蓄品を用意するよう、防災意識啓発を目的に、啓発チラシとアルファ米1食分を各家庭に配布しました。対象ですか？	対象外です。上記の条件を満たしていますが、防災事業費補助金の対象となるため、自治会運営費補助金は対象外です。
		4	高齢者安否確認時に提供したちょっとした茶菓子は対象ですか？	対象外です。No.2-1をご参照ください。また、参加賞は全て対象外です。
		5	自治会イベントが全く開催できなかったため、会費を還元する目的でゴミ袋を全戸配布しました。	対象外です。事業に紐づかず単に配布した場合は対象外です。No.4-2をご参照ください。
		6	防犯パトロールに参加してくれた班長へ、参加のお礼として渡したタオルは対象ですか？	対象外です。自治会内部の会員への謝礼や報償費は全て対象外です。
		7	密集を避けるため、共同清掃は開催せず、各自が家の周りを清掃するようゴミ袋を1枚ずつ配布しました。	対象です。事業としては実施していないものの、地域の清掃を目的に、必要な分のみ配布しているため対象です。
		8	ラジオ体操皆勤賞としてプレゼントした図書カードは対象ですか？	対象外です。金券類は全て対象外です。
		9	ラジオ体操の参加者が増えるよう、参加者にポケットティッシュを配りました。	対象外です。参加賞は金額にかかわらず全て対象外です。参加賞は事業に直接必要な経費ではないこと、どのような物品でも配布できてしまう可能性があること、事業に関係のない物の配布であることなどの理由により、対象外とします。

5	サークル活動に関する経費	1	サークルへの活動支援金・補助金を交付し、精算しない場合は対象ですか？	対象外です。他団体への交付金は対象外です。また、内部のサークルであっても、精算しない場合は、支出の内容が不明瞭なため対象外です。
		2	精算さえしていれば、他の事業と同様に判断されますか？	いいえ。サークル活動が自治会員全員を対象とし、参加の機会が得られることが必要です。
6	集会所管理に関する経費	1	自治会集会所の清掃委託費は対象ですか？	対象です。
		2	イルミネーション設置委託は対象ですか？	場合によります。No.3-1、3-4をご参照ください。
7	自治会運営に関する経費	1	会費の口座振替手数料やオンライン決済手数料、集金代行サービスは対象ですか？	対象外です。集金は自治会が存続するための基本的な業務であり、コミュニティ促進に直接関係せず、また、会員による口座振込手数料は、本来個人が負担すべき費用の一部を賄うこととなるためです。
		2	電話代は一部従量制ですが対象ですか？	対象です。少額のため対象としています。通常の自治会活動を逸脱した使用料となった場合は、対象外となる可能性があります。
		3	保険料は対象ですか？	自治会活動全般にかかる保険や、個人情報漏洩保険、対象事業に係る単発の保険は対象となりますが、対象外事業に係る単発の保険は対象外となります。
8	防災事業費補助金の対象となる経費・ならない経費		防災事業費補助金の対象となる（自治会運営費補助金の対象外）	防災事業費補助金の対象とならない（自治会運営費補助金の対象）
		1	防災啓発事業に関する経費	路上禁煙運動に関する経費
		2	防災訓練で使用するトランシーバー購入費	防災訓練で使用するトランシーバーレンタル料
		3	防災訓練等で使用する電波使用料	防災訓練等で使用しない電波使用料
		4	防災訓練で使用する紙皿・保存食	防災備蓄用の紙皿・保存食
		5	防災パンフレット印刷費	防災ホームページ運営費
		6	防災部の会議や防災訓練で提供したお茶・水・ジュース等	防災訓練で使用するカセットボンベ
9	その他の活動に関する経費	1	自治会員全戸を対象に、希望する世帯分を取りまとめて植栽剪定委託を一斉に発注しました。	対象外です。土地の所有者が負担すべきものであり、仮に自治会事業として実施したとしても認められません。
		2	個人所有の駐車場やマンションの駐輪場に放置自転車が多いため、回収し処分しました。	対象外です。土地の所有者が負担すべきものであり、仮に自治会事業として実施したとしても認められません。
		3	住環境が良くなるよう、マンションの植栽管理を行いました。	対象外です。土地の所有者が負担すべきものであり、仮に自治会事業として実施したとしても認められません。
		4	自治会員全員に呼びかけ、マンションの植え込みや花壇を利用して、参加者が花を植えるイベントを実施しました。	対象です。個人や管理組合の敷地であったとしても、会員全員に開かれた場所・事業で、地域コミュニティ増進に寄与するものは対象となります。

		5	キッチンカーの出店に際し発生した売上補填、交通費、出店料は対象となりますか？	キッチンカーへの出店料や売上補填、交通費等、いかなる名目でも全て対象外です。
10	補助金自体に関すること	1	補助対象外になる経費は、なるべく支出しない方が良いのですか？ また、事業を取りやめるべきですか？	いいえ、そのようなことはありません。あくまでも補助金の対象とならないだけであり、自主財源で賄うことや事業実施を妨げるものではありません。
		2	当初の事業計画を変更して別の事業を実施した場合、補助の対象となりますか？	事業によります。精算時に、実際に行った事業で判断します。 なお、変更したことを地域振興課へ都度報告する必要はありません。
		3	他の補助金の対象となる経費とはどのような経費ですか？	自治会の経費の中で特に注意が必要な補助金は、以下のとおりです。 ・自主防災組織設立及び事業費補助金 (防災訓練で使用した文房具や電波使用料など) ・自主防災組織防災器材等購入補助金 (発電機、簡易トイレなど) ・高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業補助金 (高齢者が集う居場所づくりや、活動に対する補助)
		4	補助金を使い切らないことが原因で次年度の補助額が減少することはありますか？	ありません。毎年度、決まった算定式により算出するため、前年度の実績が影響することはありません。
		5	繰越金が多額であることを理由に補助額が減少することはありますか？	令和5年度時点ではありません。しかし、今後もないとは言えません。変更がある場合は事前にご連絡します。
11	世帯数について	1	いつの時点での世帯数を記入すべきですか？	4/1時点での世帯数を記入してください。
		2	所有者が住んでいない世帯、住民票が市内ではない世帯、賃貸で住む又は貸し出す世帯は世帯数に含めますか？	<u>主に、実際に居住し生活しているかによって判断します。</u> その他にも、総会での投票権を有しているか、自治会活動へ参加しているか、会費を支払っているかなども考慮します。 個別の事例は、以下をご参照ください。 なお、あくまでも補助金額算定に用いる指標として判断を示すものであり、自治会内での取扱いは自由です。 判断に迷う事例がありましたら、地域振興課までご相談ください。
		3	住民票は浦安市だが、実際には市外で暮らしている世帯は、世帯数に含めますか？	いいえ、含めません。

		4	住民票は市外だが、自治会区域内に居住し、他の自治会員と同様の扱いをしている世帯は世帯数に含めますか？	はい、含めます。
		5	所有者は別にあるマンションの一室を賃借している世帯は世帯数に含めますか？	はい、含めます。
		6	マンションの一室を所有し、賃貸する世帯は世帯数に含めますか？	状況により判断します。例えば、会則で定められている、かつ、総会での投票権を有し、自治会活動に参加する権利がある場合などは世帯数に含めます。
		7	2世帯住居は、2世帯とも世帯数として数えますか？	それぞれ別の世帯として会費を徴収したり、総会での投票権をそれぞれ有している場合は2世帯とも数えます。 会費や総会での投票権など、1世帯として扱っている場合は1世帯として数えます。
		8	会費は徴収しているが、総会での議決権は有しておらず、自治会活動にも参加していない世帯は世帯数に含めますか？	いいえ、含めません。
		9	賛助会員は世帯数に含めますか？	いいえ、含めません。